

第2編 租税特別措置法に関する改正

I 減価償却制度に関する改正

1 情報基盤強化設備等を取付した場合等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、情報基盤強化設備等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）において、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）の指定期間内に事業の用に供したその情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が一定の金額以上であるときは、その情報基盤強化設備等の基準取得価額の50%の特別償却を認めることとされました（措法42の11①）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象資産

イ 適用対象とされる情報基盤強化設備等とは、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤の強化に資する減価償却資産で次に掲げるもの（法令第133条（少額の減価償却資産の損金算入）又は第133条の2（一括償却資産の損金算入）の規定の適用を受けるものを除きます。）をいいます（措法42の11①、措規20の5の2①）。

① 次に掲げる基本システム

- i サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたもの（以下「ISO/IEC15408認証」といいます。）に限ります。）
- ii サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置にiに掲げるサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの）に限り、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含みます。）

② データベース管理ソフトウェア（ISO/IEC15408認証されたものに限ります。）又はそのデータベース管理ソフトウェア及びそのデータベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア

③ ファイアウォールソフトウェア又はファイアウォール装置のうち、ISO/IEC15408認証されたもの（①又は②と同時に設置するものに限ります。）

ロ この制度の適用を受けるためには、次に掲げる法人の区分に応じ、情報基盤強化設備等の取得価額の合計額がそれぞれ次の金額以上である必要があります（措法42の11①、措令27の11①、措規20の5の2②）。

法人の区分	取得価額の合計額
① 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人及び相互会社（外国相互会社を含みます。）	1億円
② 資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人	3千万円
③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等	3百万円

(2) 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の11①、措令27の11②）。

(算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{情報基盤強化設備等の基準取得価額} (\text{取得価額} \times 70\%) \times 50\%$$

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法42の11⑧）。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の15、措令39の45）。

〔適用時期〕

平成18年4月1日以後に取得等をする情報基盤強化設備等について適用されます（改正法附則105、131）。

2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等である青色申告法人が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した少額減価償却資産（取得価額が30万円未満である減価償却資産で一定のものをいいます。）を有する場合において、その少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額を損金の額に算入するというものです（旧措法67の8）。

〔改正の内容〕

(1) 適用対象資産の改正

当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円（当該事業年度が1年に満たない場合には300万円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）を超える場合には、損金の額に算入する金額は、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とすることとされました（措法67の5①）。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました（措法67の5①）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の102の2①）。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(3)の規定は、平成18年4月1日以後に取得等をする少額減価償却資産について適用され、同日前に取得等をしたものについては、改正前の規定が適用されます（改正法附則119、145）。

3 その他

○ その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等	
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取 得した場合の特別償却 (措法42の5①、68の10①、 旧措規20の2-イ・ロ、 改正法附則102、改正措 規附則13、平4大蔵省告 示第57号、平18財務省告	○ 適用対象設備について、次の改正が行われました。	平18.4.1以後に取得等 をするものについて適 用され、同日前に取得 等をしたものについて は、従来どおり適用さ れます。	
	区 分		改正の内容
	エネルギー有効 利用製造設備等		高性能機械組立設備が追加されると ともに、溶液紡糸式高速製糸装置など5 設備が除かれました。
	エネルギー有効 利用付加設備等	熱併給型動力発生装置の範囲が縮減さ れたほか、高効率型電動熱源機など8	

<p>示第148号)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 154 722 215"></td> <td data-bbox="730 154 1142 215">設備が追加され、デシカント除湿機など6設備が除かれました。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 219 722 280">電気・ガス需要 平準化設備</td> <td data-bbox="730 219 1142 280">蓄熱式空調・給湯装置など3設備が除かれました。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 284 722 344">新エネルギー利 用設備</td> <td data-bbox="730 284 1142 344">木質バイオマス発電装置など2設備が追加されるとともに、セメント焼成用廃タイヤ処理装置が除かれました。</td> </tr> </table>		設備が追加され、デシカント除湿機など6設備が除かれました。	電気・ガス需要 平準化設備	蓄熱式空調・給湯装置など3設備が除かれました。	新エネルギー利 用設備	木質バイオマス発電装置など2設備が追加されるとともに、セメント焼成用廃タイヤ処理装置が除かれました。	<p>—</p>
	設備が追加され、デシカント除湿機など6設備が除かれました。							
電気・ガス需要 平準化設備	蓄熱式空調・給湯装置など3設備が除かれました。							
新エネルギー利 用設備	木質バイオマス発電装置など2設備が追加されるとともに、セメント焼成用廃タイヤ処理装置が除かれました。							
<p>(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却 (措法42の6①一・二、68の11①、措令27の6①③、39の41①、措規20の2の2①～③⑥、旧措規20の2の2①、22の24②、改正法附則104、130、改正措規附則14)</p>	<p>○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 適用対象資産について、次の改正が行われました。</p> <p>イ インターネットに接続されたデジタル複合機及びソフトウェア(システム仕様書等を含み、販売用の原本及び開発研究の用に供されるもの並びにサーバー用オペレーティングシステム、データベース管理ソフトウェア及びファイアウォールソフトウェアその他一定のものを除きます。)が追加されました。 (注) このソフトウェアは、一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のものでされています。 なお、これに準ずるものとして、当該事業年度(平成18年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度である場合には、同日から事業年度終了の日までの期間)において取得等をしたソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のものも認められます。</p> <p>ロ デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備及び冷房用又は暖房用機器が除かれました。</p> <p>○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>						
<p>(3) 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却 (旧措法42の11、68の15、旧措令27の11、39の45、旧措規20の5の2、22の28、改正法附則106、132、改正措令附則27、40、改正措規附則15、20)</p>	<p>○ 情報通信機器等の特別償却が、適用期限(平成18年3月31日)の到来をもって廃止されました。</p>	<p>平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>						
<p>(4) 特定設備等の特別償却 (措法43①表一、68の16表①一、措令28①③、39の46①③、措規20の6⑧⑨、22の30⑧⑨、旧措法43①表一、68の16①表一、旧措令28①②、39の46①②、旧措規20の6①、22の30①、改正法附則107①、133①、改正措令附則1八、28①②、41①②、昭48大蔵省告示第69号、平18財務省告示第149号、旧平16農林水産省告示第1862号、平18農林水産省告示第520号)</p> <p>(旧措法43①表二・四、68の16①表二・四、旧措令28⑥⑨、39の46⑥⑨、改正法附則107②、133②、旧昭62大蔵省告示第37号)</p>	<p>○ 公害防止用設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 次の設備が適用対象から除かれました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般公害防止用設備のうちばい煙処理用設備(煙突) ・ 家畜排せつ物処理・保管用施設 ・ 特定フロン等破壊等設備 <p>ロ 一般公害防止用設備の対象にアスベスト廃棄物処理用設備が追加されました。</p> <p>ハ 次の設備について、次のとおり適用期限が延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理用設備(槽)、汚水処理用等設備(汚水処理用等装置のうち汚水処理装置)、ばい煙処理用等設備(ばい煙処理用等装置のうちばい煙処理装置)、PCB汚染物等処理用設備の適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。 ・ 指定物質回収設備及び脱特定物質対応型設備の適用期限が平成19年3月31日まで1年延長されました。 <p>○ 電線類地中化設備及び経営の合理化に資する航空機に対する特別償却が、適用期限(平成18年3月31日)の到来をもって廃止されました。</p>	<p>平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に定める日以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>—</p> <p>平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>						

<p>(5) 地震防災対策用資産の特別償却 (措法44①表二、68の19①表二、改正法附則107③、133③)</p>	<p>○ 青色申告法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、耐震改修工事により取得等をする特定建築物（耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物をいいます。以下同じ。）の部分について事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の10%の特別償却を認めるという制度が創設されました。</p> <p>この制度は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>イ 耐震改修促進法第10条に規定する計画の認定を受けた計画に基づいて行う耐震改修工事の施行に伴って取得等をする特定建築物の部分であること</p> <p>ロ 所管行政庁から耐震改修促進法第7条第2項に規定する指示を受けていないこと</p>	<p>平18.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p>
<p>(6) 開発研究用設備の特別償却 (旧措法44の3、68の20の2、旧措令28の6、39の50、旧措規20の9、22の31、改正法附則107④、133④)</p>	<p>○ 適用期限（平成18年3月31日）の到来をもってこの特別償却制度が廃止されました。</p>	<p>平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されません。</p>
<p>(7) 特定電気通信設備等の特別償却 (措法44の4①、68の23①、措令28の7、措規20の11①②、旧措法44の6①、68の23①、旧措令28の9②、39の52②、旧措規20の11①～③、22の33②、改正法附則1二、107⑤、133⑤、改正措規附則1二、16②、21②)</p>	<p>○ 電気通信利便性充実設備について、次の改正が行われました。</p> <p>イ デジタル送信用光伝送装置が除かれました。</p> <p>ロ 光伝送装置が追加されました。</p> <p>ハ き線点から最終配線盤までの間を接続する加入者系光ファイバケーブルが追加されました。</p> <p>○ 広帯域加入者網普及促進設備について、特別償却割合が10%（改正前は12%）に引き下げられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル加入者回線多重化装置について、回線収容能力が500回線以下のものに限定されました。 <p>○ 電気通信利便性充実設備及び広帯域加入者網普及促進設備に係る特別償却について、適用期限が平成20年3月31日まで1年10月延長されました。</p>	<p>平18.6.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(8) 商業施設等の特別償却 (旧措法44の7①表四、68の24①表四、旧措令28の10③～⑦、39の53③～⑦、旧措規20の12、22の34、改正法附則107⑥、133⑥)</p>	<p>○ 中心市街地整備改善活性化法の認定中小小売商業高度化事業計画に係る特別償却が、適用期限（平成18年3月31日）の到来をもって廃止されました。</p>	<p>平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 再商品化設備等の特別償却 (措法44の7①、68の26①、措令28の10①②、措規20の14、旧措法44の9①、68の26①、旧措令28の12①～③⑤、39の55、旧措規20の14、改正法附則107⑦、133⑦、改正措令附則28④、平8大蔵省告示第96号、平18財務省告示第150号)</p>	<p>○ 適用対象設備等について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 再商品化設備及び再資源化設備について、次の改正が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カレット窯業原料製造設備が除かれました。 ・ 自動車破砕残さ再資源化設備について、施設投入回収割合が70%以上である施設に設置されるものに限定されました。 <p>ロ 再生資源利用製品製造設備が除かれました。</p> <p>ハ 次に掲げる生物資源利用製品製造設備が追加（特別償却割合14%）されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品循環資源再生利用設備 ・ 炭化製品製造設備 ・ 木質固形燃料製造設備 ・ 精油抽出設備 ・ 家畜排せつ物たい肥化設備 <p>○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(10) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45①、68の27①、措令28の11①)</p>	<p>○ 過疎地域等及び離島振興対策実施地域のうち奄美群島における工業用機械等の特別償却について、適用期限が平成19年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(11) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 (措法46の2③三、68の31③三、措令29の2⑧⑩、39の60⑨、措規20の18④)</p>	<p>○ 障害者雇用割合の計算等について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 雇用障害者の範囲に精神障害者が追加されました。</p> <p>ロ 雇用障害者数に精神障害者及び精神障害者である短時間労働者が追加されました。</p> <p>ハ 障害者雇用割合の計算について、分子に加算する精神障害者</p>	<p>平18.4.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税につ</p>

22の39④、旧措法46の2③三、68の31③三、旧措令29の2⑥⑧、39の60⑦、改正法附則107⑨、133⑨、改正措令附則28⑤)	である短時間労働者数は、その障害者数に2分の1を乗じた数とされました。	いては、従来どおり適用されます。
(12) 障害者対応設備等の特別償却 (措法46の2②表五、68の31②表五、措令29の2③⑥⑦、39の60③⑥⑦、措規20の18③、22の39③、改正法附則107⑧、133⑧)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客席数が60席以上の航空機で、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の移動円滑化基準に適合する航空機として証明がされたものが適用対象資産に追加 (特別償却割合20%) されました。 ○ 鉄道事業者の駅に設置されるエスカレーターで複数のエスカレーターを設置する場合の基準について、所要の整備が行われました。 ○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。 	<p>平18.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p>
(13) 農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却 (旧措法46の3①二・②二、68の32①二・②二、旧措令29の3⑩、39の61⑩、旧措規20の19④～⑥、22の40④～⑥、改正法附則107⑩、133⑩、改正措令附則28⑥、41③、改正措規附則16④、21③)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業の共同改善計画に係る割増償却が、適用期限 (平成18年3月31日) の到来をもって廃止されました。 	<p>平18.4.1前に認定を受けた共同改善計画に係るものについては、従来どおり適用されます。</p>
(14) 漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却 (旧措法46の4、68の33、旧措令29の3の2、39の62、改正法附則107⑪、133⑪、改正措令附則28⑦、41④)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用期限 (平成18年3月31日) の到来をもって廃止されました。 	<p>平18.4.1前に認定を受けた改善計画に係るものについては、従来どおり適用されます。</p>
(15) 優良賃貸住宅等の割増償却等 (措法47①、68の34①、措令29の4①⑥⑦、39の63①⑥⑦、旧措法47①、68の34①、旧措令29の4①⑥⑦、39の63①⑥⑦、改正法附則1十、107⑫⑬、133⑫⑬、改正措令附則1九、28⑧、41⑤)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定優良賃貸住宅に係る割増償却が、適用期限 (平成18年3月31日) の到来をもって廃止されました。 ○ 中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日から平成20年3月31日までの間に、認定中心市街地の区域内で新築された一定の中心市街地優良賃貸住宅の取得等をして、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において割増償却を認めるという制度が創設されました。 この制度の割増償却割合は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数35年未満……………36% ・ 耐用年数35年以上……………50% 	<p>平18.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。</p>
(16) 倉庫用建物等の割増償却 (措法48①、68の36①)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用期限が平成19年3月31日まで1年延長されました。 	—
(17) 準備金方式による特別償却 (措法52の3①～③、68の41①～③、改正法附則1六八、108、134)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会社法の制定に伴い、準備金を積み立てる方法について、適用する事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分として積み立てる方法が追加されました。 	<p>平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>